

宇治市立保育所における不適切保育等について

この度、宇治市立保育所において不適切保育等が行われていたことが判明しました。園児や保護者の皆様をはじめ、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。今後、信頼回復のため再発防止に取り組んでまいります。

1 経過

- 2月12日 小倉双葉園保育所の保育士が不適切保育を行っているとの情報提供
- 2月28日 不適切保育を行ったとされる保育士を現場勤務から外す
- 2月26日 当該保育士及びその他の小倉双葉園保育所の職員に対する聞き取り調査等を実施
- 4月18日 宇治市不適切保育審査委員会 設置
- 6月20日 審査委員会から報告書を受取り、心理的虐待と不適切保育を認定
- 6月27日 被害児童（4名）の保護者への報告・謝罪
- ～6月30日
- 7月 3日 懲戒処分・事案の公表
- 7月 4日 保護者説明会の開催（参加者81名）

2 宇治市不適切保育審査委員会について

（1）委員構成（3名）

- ①こどもの権利擁護に取り組まれている弁護士
- ②保育学等の学識経験者
- ③児童福祉の実務経験者

（2）審査の経過

- ①4月18日
事案の概要説明、論点整理、今後の進め方の確認等
- ②4月30日
事実認定及び児童虐待または不適切保育に該当するかどうかの評価
- ③5月2日
審査結果報告書（案）の検討
- ④6月20日
審査結果報告書の提出

3 不適切保育等の概要

(1) 該当職員

1 歳児クラス担当保育士

(2) 対象児童

1 歳児クラス児童 複数人

(3) 事案の概要

令和 6 年夏頃から令和 7 年 2 月にかけて行われた以下の行為を心理的虐待及び不適切保育と認定した。

①心理的虐待と認定した行為

給食時などに、泣いて食べ渋る子どもに対して、強い口調も交えながら、「飲み込んで」「泣かんとごっくんし」「泣いてもあかん」等と言いつけたり、子どもに大声を出す等の行為を繰り返す。

②不適切保育と認定した行為

- ・保育中、泣きやまない子どもを廊下へ連れ出し、少し離れた場所で子どもの様子をみながら、しばらくの間子どもを戸外で一人で居させる。
- ・特定の子ども 2 人に対して、特に厳しい言葉がけや対応を繰り返す。
- ・令和 6 年夏頃、泣いている子どもの腕を引っ張って立ち上がらせようとして、子どもが引きずられるように椅子から転んだ。

※不適切保育とは、虐待等と疑われる事案のことをいう。

4 職員の処分

(1) 被処分者

1 歳児クラス担当保育士（50 代 女性）

(2) 処分日

令和 7 年 7 月 3 日

(3) 処分内容

懲戒処分（減給 1／10 1 箇月）

※管理監督責任として、所長を訓告の措置とした。

5 当該職員に対する今後の対応

保育現場を離れて本庁勤務をしながら、保育に関する研修等を受講し、保育現場復帰について慎重に判断する。

6 再発防止策

本事案は、不適切保育を行った保育士をはじめ多くの保育士が不適切保育等に対する理解が不十分であったこと、管理監督者による不適切保育等に対する理解を深めるための取組や、これらの行為が発生した場合の対応方法等の周知が不十分であったことが原因と考えられることから、下記の再発防止策を講ずることとする。

(1) 公立・民間共通の取組み

- ・不適切保育に関する通報窓口（保育支援課）の周知徹底
- ・「(仮) 宇治市不適切保育防止に関するガイドライン」を作成・周知

(2) 公立保育所における取組み

ア 研修

- ・全員研修の実施
- ・大学教授などによる専門的研修の実施
- ・管理監督者研修の実施

イ その他

- ・定期的な職場会議における保育の振り返りの徹底
- ・保育支援課による各保育所の見回りや相談対応等の支援の強化
- ・保護者、保育関係者への公開保育の実施